



## 除雪作業にご理解とご協力を

道路の除雪を実施するにあたり、限られた予算のなか、一層の効率的な除雪に努めておりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。  
除雪作業を円滑に実施するため、特に次の点についてご注意願います。

### 1 自宅の前は自分で除雪を！

除雪車が通った後には、押し退けられた雪がどうしても残ります。  
さらに除雪作業は、沿道の一軒一軒の出入り口の除雪や、各ご家庭の生活時間に合わせて作業を行うことはできませんので、各ご家庭の出入り口は、皆さまで雪の処理を行ってください。



### 2 路上駐車は、みんなの迷惑です！

路上駐車は、除雪作業に支障をきたすばかりではなく、吹雪や夜間などは事故発生の原因となります。また、歩道と車道の間は冬期間は除雪した雪の堆雪スペースとして使われますので、路上駐車しないようにしましょう。



### 3 雪を道路に出さないで！

道路は人や車の通る場所です。除雪した後、車道や歩道に雪や氷を出すことにより、路面凍結の原因や路面が凸凹になり非常に危険で、歩道も通行が困難となります。  
交通事故の原因ともなりますので、道路には雪を出さないでください。



#### ○除雪委託業者

- ・京谷建設工業㈱ (☎55-3756) 担当地区：小森、豊田、中須田、新村、大留(商工会～新村)、小砂子
- ・㈱ 小 林 建 設 (☎55-2038) 担当地区：大留(商工会前～北村)、北村、向浜、上ノ国～石崎
- ・㈱ 若 狭 組 (☎55-2141) 担当地区：神明、湯ノ岱、宮越、早瀬、桂岡

お問い合わせ 各除雪委託業者 または 施設課土木建築グループ



『消しましょう その火その時 その場所で』

## 冬の火災予防を徹底しましょう！

年末  
注意報

冬は一年で最も火災が起きやすい季節です。理由は、『家にいる時間が長い』、『ストーブ等の火気を使用する機会が多い』、さらに『空気の乾燥によって燃え広がりやすい』などが挙げられます。

こうしたことから、火災には十分注意すると共に、家の周りやキッチン、寝室などの防火対策をもう一度見直してみてもいかがでしょうか。

特に、薪ストーブや煙突の劣化、煙突への強風の吹き返し、火のそばに紙類を放置、タバコの不始末などには特に注意しましょう。

### 住宅用火災警報器の設置は、皆さんを守るための法的な義務です！

住宅内の火災に少しでも早く気づくためには、住宅用火災警報器の設置が重要です。

住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから10年以上が経過しています。火災警報機は、火災の死因として最も多い「逃げ遅れ」の防止に多大な効果を発揮することから、寝室と寝室のある階の階段上部などへの設置が義務付けられています。

本町でも義務化以降、警報器による火災の早期発見・未然鎮火の事例が多数報告されておりますので、警報器の点検またはまだ設置されていないご家庭があればすぐに取り付けましょう。

お問い合わせ 上ノ国消防署 (☎55-2071)